

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
広報紙広告掲載に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会(以下「社協」という。)が定める広告掲載に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、おおた社協だより(以下「広報紙」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載は、広報紙の二面、三面及び四面とし、広報紙を閲覧した者が、社協が提供している情報と誤解しにくい位置に掲載する。

(広告の規格等)

第3条 広告掲載に関する契約は、発行する号ごとにその都度契約する単発契約と、年度内で発行する予定のすべての号に広告を掲載する年度契約の二種類とする。

2 広告の規格及び広告掲載料等は、別表1のとおりとする。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載の申込みは、広告掲載申込書(第1号様式)により受け付けるものとする。

2 前項に規定する申込みの締切日は、原則として当該申込者が掲載を希望する号の発行予定日の30日前とする。

(広告掲載の決定等)

第5条 前条第1項の規定に基づき申込みがあったときは、速やかに広告の内容等を審査した後、広告掲載の諾否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の申込みを承諾するときは、当該契約希望者(以下「委託者」という。)と広報紙広告掲載委託契約書(第2号様式)により契約を締結する。

3 広告掲載の申込みを承諾しないときは、広報紙広告掲載に関する通知書(第3号様式)により当該掲載申込者に通知する。

4 広告の優先順位は、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数が多いものを優先することとし、同じ場合には、申込みの先着順として決定する。

- (1) 公社、公団、公益的法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で区内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業で区内に事業所を有するもの
- (4) 前各号に規定するもの以外の私企業

(契約の解除)

第6条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、委託者に何ら催告することなく、直ちに広告掲載契約の解除を通告することができる。

- (1) 要綱第8条第1項各号のいずれかに該当することにより、社協から広告内容の変更等を求めても、委託者が応じないとき。
- (2) 広告原稿が、あらかじめ定めた期日までに提出されないとき。
- (3) 社協が指定した期日までに、広告掲載料が支払われていないとき。
- (4) 委託者が、他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、

- 又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 委託者から提出された応募書類に、虚偽の記載があったとき。
 - (6) 委託者が、反社会的勢力との関わりがあることが判明したとき。
 - (7) 委託者が、社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
 - (8) 委託者が、社協の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (9) 社協の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
 - (10) 前各号のほか、前各号に準じる事由があり、広告掲載に特に支障があると認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、委託者と社協が協議して契約を解除することができるものとする。
- (広告掲載料請求書等)
- 第7条 広告掲載料は、広告掲載料請求書（第4号様式）により請求する。請求にあたっては、支払期日等必要な条件を付して行うことができる。
- (広告掲載料の返還等)
- 第8条 広告掲載契約を解除したとき、受領した広告掲載料の返還については、次の各号のいずれかによる。
- (1) 契約を解除した日が、広告掲載を予定する号の発行予定日の30日前までであるときは、当該号に係る広告掲載料を返還する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、この限りでない。
 - (2) 社協の業務上、やむを得ない事由により契約を解除したときは、解除した日にかかわらず発行前の号に係る広告掲載料を返還する。
- 2 返還する広告掲載料に、利息は付さない。

附 則

- 1 この要領は、平成24年10月22日に制定し、即日施行する。
- 2 この要領は、平成30年4月16日に改正し、即日施行する。
- 3 この要領は、令和8年1月5日に全部改正し、即日施行する。

別表1

規格（一枠分）	契約形態	掲載料金(一枠分)		備 考
縦 65mm × 横 81mm	単発契約	二面・三面	20,000円	別途、消費税及び地方消費税を加算する。
		四面	30,000円	
	年度契約	二面・三面	72,000円	
		四面	112,000円	

広告掲載申込書
(おおた社協だより)

(あて先)
社会福祉法人大田区社会福祉協議会会長

(住 所) _____

(名 称) _____

(代表者) _____ ⑩

「おおた社協だより」に下記のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申込みいたします。

記

<p>1. 掲載希望号</p> <p><small>該当する□に「レ」点を付してください。</small></p>	<p><input type="checkbox"/> おおた社協だより第 号 <単体契約></p> <p><input type="checkbox"/> おおた社協だより第 号 ~ 第 号 <年度契約></p> <p><input type="checkbox"/> 二面で _____ 枠希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 三面で _____ 枠希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 四面で _____ 枠希望します。</p>
<p>2. 広告掲載料</p>	<p>金 円(消費税・地方消費税込み)</p>
<p>3. 広告の原稿</p>	<p><small>※デザインの素案があるときは、別紙等により添付してください。</small></p>
<p>4. 担当者</p>	<p>(部 署) (氏 名)</p> <p>(連絡先) ☎</p> <p>mail</p>

※裏面をご確認の上お申込みください。

◇料金表

契 約	規 格	広告掲載料（一枠分）
単体契約	縦 65mm × 横 81mm	○二面・三面 各 金20,000円(別途消費税地方消費税加算)
		○四 面 金30,000円(別途消費税地方消費税加算)
年度契約	縦 65mm × 横 81mm	○二面・三面 各 金72,000円(別途消費税地方消費税加算)
		○四 面 金112,000円(別途消費税地方消費税加算)

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

広 告 掲 載 に 関 す る 要 綱

(抜 粋)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会(以下「社協」という。)の広報紙等を活用して他の団体等の広告を有償で掲載することに関して、社協が定める定款細則第9条第1項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載)

第2条 広告が掲載できる媒体は、次の各号に掲げるものとする。

(1) おおた社協だより

3 掲載する広告は、社協が提供している情報と誤って認識されることがないように留意する。

(承諾等)

第6条 前条により広告掲載の申込みを受けたときは、速やかに広告内容等の審査を行い、当該広告掲載希望者に掲載の諾否を書面により回答する。

2 掲載を承諾するときは、次の各号に掲げるもののほか、必要に応じて条件を付することができる。

(1) 広告の原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、あらかじめ広告掲載希望者において著作権及び肖像権等の確認を行うとともに、必要に応じて著作権料等を負担すること。

(2) 広告の内容に関する責任は、広告掲載希望者が負うこと。

(3) 広告掲載希望者が、反社会的勢力に該当しないこと。

(広告内容の変更等)

第7条 前条により承諾した広告の内容について、広告希望者より変更したい旨の申出があったときは、あらかじめ原稿の提出を求め審査するものとする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(広告掲載の制限)

第8条 広告の内容等が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは掲載してはならない。

(1) 社協の公共性、信頼性及び品位を損なうおそれがあるもの。

(2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの。

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

(4) 法令、社協規程等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの。

(6) 貸金業、投機的商品及び出資金に関するもの。

(7) 政治活動又は宗教活動に関するもの。

(8) 東京都暴力団排除条例(平成23年都条例第54号)に規定する暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるもの。

(9) 個人又は団体の主義主張に関するもの。

(10) 個人の宣伝に関するもの。

(11) 前各号のほか、会長が不相当であると認めるもの。

(契約の解除)

第9条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、広告掲載希望者に何ら催告することなく直ちに本契約を解除するものとする。

(1) 前条第1項各号のいずれかに該当することを理由とした、社協からの広告内容の変更等の求めに応じないとき。

(2) 当該広告の原稿が、あらかじめ定めた期日までに提出されないとき。

(3) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。

(4) 広告掲載希望者が、他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 広告掲載希望者から提出された書類に、虚偽の記載があったとき。

(6) 広告掲載希望者が、反社会的勢力との関わりがあることが判明したとき。

(7) 広告掲載希望者が、社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

(8) 広告掲載希望者が、社協の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(9) 社協の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(10) 前各号のほか、前各号に準じる事由があり、広告掲載に特に支障があると認められるとき。

(広告掲載料の請求)

第10条 広告掲載料の請求は、当該広告掲載後速やかに、別に定める広告掲載料請求書により行うものとする。

2 広告掲載料の請求は、支払期日等必要な条件を付して行うことができる。

3 広告掲載料が指定した期日まで支払われないときは、遅延利息として、その遅延日数に応じて未受領金額に政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額を請求することができる。

広報紙広告掲載委託契約書

委託者（以下「甲」という。）と、受託者社会福祉法人大田区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、乙が発行する広報紙に甲が広告を掲載することについて、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に提出し、審査、承諾された広告を、契約書別紙に定める乙が発行する広報紙に掲載し、乙に対してその対価として広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載の範囲及び内容）

第2条 この契約に基づく広告掲載の範囲及び内容は、乙が定める広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）、広告掲載に関する要領及びその他募集の際に示した要件（以下「要綱等」という。）のとおりとする。

（広告内容等の変更）

第3条 乙は、広告掲載を承諾した後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が要綱等に抵触する、又はそのおそれがあると認めるときは、甲に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 契約締結後に、天災地変その他の不測の事態により経済情勢の激変し契約内容が著しく不相当と認められるときは、甲乙協議の上契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

（広告掲載料の納付）

第4条 甲は、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する方法及び期日までに、一括して広告掲載料を支払うものとする。

（延滞金）

第5条 甲が指定された期日までに広告掲載料を支払わないときは、乙は当該期日の翌日から、遅延利息としてその遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、当該広告に品質不良、変質又は枠数の不足等その他の不適合（以下「契約不適合」という。）があったときは、乙に対して修補等必要な措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 乙は、甲に不相当な負担を課すものではないときは、甲から請求された方法とは異なる方法により、履行の追完をすることができる。

3 甲は、相当な期間を定めたにもかかわらず、その期間内に乙が当該履行の追完をしないときは、契約不適合の程度に応じて広告掲載料の減額を請求することができる。

4 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に基づく履行の追完を乙に請求することができない。

（1） 契約書別紙に記載した当該広告を掲載した号の発行日から3か月を経過したとき。

（2） 契約不適合が甲の責に帰する事由であるとき。

5 民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、前項の期間について適用

しない。

(委託者の責務)

第7条 甲は、掲載された当該広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 甲は、当該広告が第三者の権利を侵害するものでないこと及び当該広告に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、乙に対して保証する。

3 第三者から、当該広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされたときは、甲の責任及び負担において解決するものとする。

(契約の解除)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 要綱第8条第1項各号のいずれかに該当することにより、乙から広告内容の変更等を求めても、甲が応じないとき。

(2) 乙が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 甲が、指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。

(4) 甲が、他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 甲から提出された書類に、虚偽の記載があったとき。

(6) 甲が、反社会的勢力との関わりがあることが判明したとき。

(7) 甲が、社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

(8) 甲が、社協の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(9) 乙の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(10) 前各号のほか、前各号に準じる事由があり、広告掲載に特に支障があると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、甲乙協議の上、この契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第9条 乙は、前条各項(第1項第9号を除く。)の規定により契約を解除した日が、広告掲載を予定する号の発行予定日の30日前であるときは、当該号に係る広告掲載料を返還する。ただし、甲の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、乙の業務の履行部分に対して相当と認められる金額を差し引いて返還する。

2 前条第1項第9号により契約を解除したときは、解除した日にかかわらず発行前の号に係る広告掲載料を返還する。

3 返還する広告掲載料に利息は付さない。

(反社会勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、自らが反社会勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても関係しないことを保証する。

2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告をせず即時この契約を解除することができる。このために甲に損害が生じても、乙はその責を負わない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であるとき。

(2) 代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であるとき、又は暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際のあるとき。

(3) 自ら又は第三者を利用して、乙に対して、自身が暴力団等である旨を伝え又は関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。

(4) 自ら又は第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(5) 自ら又は第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、乙の業務を妨害したとき、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 甲は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、当該広告の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(個人情報の取扱い)

第13条 甲及び乙は、当該広告の掲載に関連して取得した個人情報を、関連法令等の定めるところにしたがい適切に取り扱わなければならない。

(知的財産権)

第14条 当該広告に関する知的財産権は甲に帰属する。

2 当該広報紙に関する知的財産権は乙に帰属し、甲は乙の権利を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、この契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(準拠法・管轄)

第16条 この契約は日本法を準拠法とし、紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義及び定めのない事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、要綱等によるものとし、要綱等に定めのない事項又はこの条項の疑義については、甲と乙で協議して定めるものとする。

以上、この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれが記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

(委託者 甲)

住 所

名 称

代表者

(受託者 乙)

住 所

名 称 社会福祉法人大田区社会福祉協議会

代表者 会 長

【契約書別紙】

A 単発契約

名 称 等	おおた社協だより 第 号
発 行 予 定 日	年 月 日
広 告 掲 載 面	第 面 (枠)
広 告 掲 載 料	金 円 (消費税・地方消費税 円を含む。)

B 年間契約

名 称 等	発行予定日	広告掲載面	広告掲載料
おおた社協だより第 号	年 月 日	第 (面 枠)	金 円 消費税・地方消費税 円を含む。
おおた社協だより第 号	年 月 日	第 (面 枠)	金 円 消費税・地方消費税 円を含む。
おおた社協だより第 号	年 月 日	第 (面 枠)	金 円 消費税・地方消費税 円を含む。
おおた社協だより第 号	年 月 日	第 (面 枠)	金 円 消費税・地方消費税 円を含む。

年 月 日

様

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
会 長

広報紙広告掲載に関する通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広報紙広告掲載の件につきまして、審査の結果、下記の理由によりご希望に添いかねますのでご了承願います。

記

○理由

年 月 日

様

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
会 長
【事業所番号 T9010805000771】

広告掲載料請求書

広告掲載料として、下記のとおりご請求申し上げます。

金 円(消費税・地方消費税 円を含む。)

1. 支払期日 年 月 日までに、現金又は下記の口座にご入金
くださいますようお願いいたします。

金融機関								
口座番号	普通							
名 義								